

補完的輸出規制の見直しについて

令和7年5月
貿易経済安全保障局

安全保障貿易管理制度（現行）の概要①

- 安全保障貿易管理制度では、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる場合、輸出者に対して経済産業大臣への許可申請を義務付けることが可能。
- 許可申請は輸出先や輸出品目に応じて、リスト規制とキャッチオール規制の2種類。

リスト規制とキャッチオール規制の概要

リスト規制（国際輸出管理レジームに基づく規制）

- 対象品目：武器そのもの、その開発等に用いられる汎用品及びこれらに係る技術
※防衛装備移転三原則における防衛装備は上記「武器」としてリスト品に該当
- 対象地域：全地域
- 全ての輸出・技術の提供（輸出等）について、許可申請が義務づけられる。

キャッチオール規制

- 対象品目：リスト規制の対象以外（木材、食料品等を除く）の品目及びこれらに係る技術
- 対象地域：グループA（※）以外の地域
（※）各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国
- その用途や需要者について、核兵器をはじめ武器の開発等の懸念がある場合に限って、許可申請が義務づけられる。

例：懸念国に対して、核開発に用いられる可能性があるステンレスを輸出する場合など

安全保障貿易管理制度（現行）の概要②

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
規制対象	<u>政省令で定める品目</u> 武器、機微な汎用品（原子力・生物・化学兵器・・・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等）	<u>リスト規制品目以外の全品目</u> (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	下記（A）を除く全地域	下記（B）の国	下記（A）及び（B）を除く全ての国（C）
許可となる要件	—	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の核開発等への関与	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

（A）：輸出令別表第3の国・地域（グループA国）【計27カ国】

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

（B）：輸出令別表第3の2の国・地域（国連武器禁輸国）【計10カ国】

：アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

（C）： 上記（A）、（B）に記載以外の全ての国（一般国） イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

新たな国際安全保障環境と貿易管理の課題

従来の不拡散型輸出管理が直面する課題

1. デュアルユース技術の拡大

- 汎用性の高い技術の軍事転用リスクの高まり（半導体、通信技術等）
- 軍民融合の進展

⇒ 汎用品の輸出管理の強化が必要（一方で輸出者自身による用途確認は困難化）

2. 安全保障上の関心としての国家主体の再浮上

⇒ 同盟国・同志国との安全保障上の連携強化が必要



我が国及び国際的な平和と安全の観点から、不拡散体制の維持・強化は引き続き最重要課題であるものの、国際安全保障環境の変化に即した輸出管理制度の見直しが必要。

- このため、通常兵器に関するキャッチオール規制を見直し、本邦輸出者が、安全保障上の懸念の高いリスト規制されていない汎用品（工作機械、集積回路、無人航空機部品等）を輸出する際、当該輸出が通常兵器の開発等に用いられる懸念が高いと自ら判断する場合には、経産大臣への許可申請を義務付ける制度を新たに導入する。
- 申請すべき要件（用途要件、需要者要件）を明確化することで、輸出者負担や国際貿易の過度な阻害可能性を考慮しつつ、懸念の高い取引を適切に管理する。
- グループA国向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、インフォームする制度を導入する。

産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会 中間報告 概要【2024年4月】

1. 現状認識

- 前回の中間報告以降も国際的な安全保障環境は大きく変化し、**安全保障上の関心としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭**など、足下の安全保障環境の変化は、これまでの安全保障貿易管理のあり方に課題を投げかけている。
- また、輸出者は、安全保障貿易管理の必要性等を認識した上で、**該非判定や用途・需要者確認に取り組むこと**が求められる。他方、輸出管理当局は輸出者の法令遵守を徹底するため、**安全保障貿易管理の制度・運用をわかりやすいものとするよう取り組むこと**が求められる。このため、**官民が緊密に連携した安全保障貿易管理の推進**が求められる。

2. 対応の方向性

東西冷戦後構築してきた**不拡散型輸出管理**は大きな**転換期**を迎えており、**非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理の実現**する必要がある。この際、健全な国際貿易の発展やビジネスへの影響等に留意し、以下3点の大きな方向性の下、(1)～(6)のような各種制度・運用の見直しを進めていくべき。

- ① 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上の**リスクがより高い取引に厳に焦点を当て**、リスクが低い取引は合理化を追求。
- ② **同盟国・同志国との重層的な連携**を通じて、**国際協調による実効性と公平性を担保**するとともに、**共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化**を過度に阻害しない。
- ③ **官民での情報共有・対話**等を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

(1)補完的輸出規制の見直し

※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。

- **汎用品・汎用技術の軍事転用可能性**の高まりに対応すべく、企業間の公平性にも留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。

①一般国向け通常兵器補完的輸出規制

- **一般国**（グループA国以外）向けであっても、安全保障上の**懸念が高い品目に限定**して、**通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合**に適切に管理。

- この際、**懸念需要者や懸念取引等**に関する情報を**政府が提供**。

②グループA国経由での迂回対策

- 補完的輸出規制の対象外の**グループA国**向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、**インフォーム**。

(2)技術管理強化のための官民対話スキームの構築

- 技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、**多様な経路に応じた対策が必要**。（技術は一度流出すると管理困難。）

- 外為法の技術移転管理に関し、**官民対話を通じた新たな技術管理スキーム**を導入。

- 技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき、**政府に事前報告**。
※今回の措置は、**貨物は対象外**。

- 適切な技術管理に向け、**政府からの懸念情報等の提供を含め、官民対話を実施**。

- ※真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める。

- 取引時点のみならず、**時間的経過に伴う軍事転用懸念**を考慮。

(3)機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携

- 急速な技術革新等により、機動的な輸出管理が必要。
- 各国が独自措置等を多用することになれば、実効性・予見可能性が低下。**国際連携による制度・運用の協調**を企図。

- 国際輸出管理レジームで**技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理**を行う。

- 懸念度と緊急度に応じた、**技術保有国による連携**も有効。

- 国際輸出管理レジームの管理対象品目に係る**運用面での協調**を行う。

- 国際輸出管理レジームの**非参加国との連携を強化**。

(4)安全保障上の懸念度等に 応じた制度・運用の合理化・重点化

- **メリハリのある運用、厳格な管理を行う企業等へのインセンティブ**等の観点から、以下の分野で合理化。

- ① **半導体製造に用いられる一部の部品**（圧力計やクロスフロー過装置）を特別一般**包括許可の対象**に。

- ② **インド・ASEAN向け工作機械**を、一定の要件の下（移設検知機器の搭載等）で、特別一般**包括許可の対象**に。

- ③ 同志国軍による**防衛装備の持ち帰り**、**民生用途の1項品**等に関する**許可申請手続を簡素化**。

- ④ 内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、**立入検査を重点化**。

(5)国内外の関係者に対する一層の透明性の確保 / (6)インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用

3. 中長期的な検討課題等

- 上記の**対応の方向性**については、本報告を踏まえて、**速やかに制度・運用の見直しを図る**べき。同時に、足下の国際環境で生じている新たな事象に対して、従来型の不拡散型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、**必要に応じた抜本的な見直し**を検討すべき。
- その際、諸外国の規制動向も注視しつつ、国際環境等に即した新たな貿易管理のあり方も検討すべき。例えば、人を通じた技術流出への対策をはじめとした**新たな技術管理の取組の必要性、法体系の複雑性の解消**（「わかりやすさ」の追求）を含めた外為法に基づく**安全保障貿易管理の目的や制度体系のあるべき姿**の検討への指摘もあり。

通常兵器キャッチオール規制に係る制度改正

- 一般国向けは、特定品目（輸出令16の項(1))について用途要件及び需要者要件を追加。
- 武器禁輸国向けは、全品目（輸出令16の項(1)(2)) について需要者要件を追加。
※武器禁輸国向けは、「用途要件」は、現行「全品目」適用されているため、「需要者要件」（全品目）が追加となる。

「○」適用あり（現行） 「●」適用あり（追加） 「－」適用なし。「黄色網掛け」が追加となるキャッチオールの規制要件。

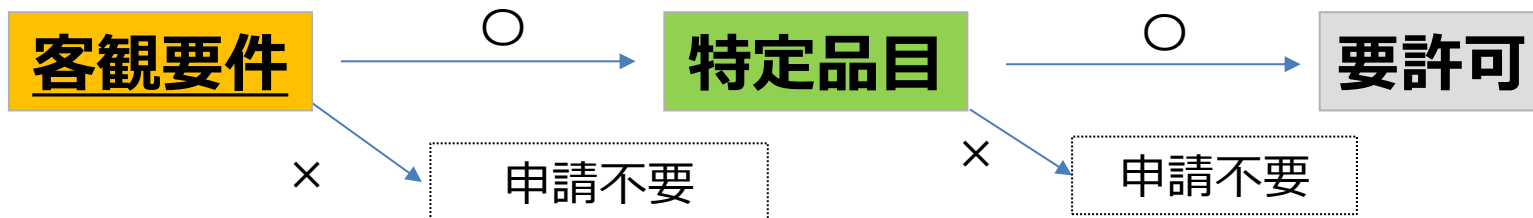
対象地域		①グループA国		②武器禁輸国		③一般国（①②以外）	
対象品目		16項(1)：特定品目	16項(2)：(1)以外の品目	16項(1)：特定品目	16項(2)：(1)以外の品目	16項(1)：特定品目	16項(2)：(1)以外の品目
1. インフォーム要件		● 追加（法48条2項、25条2項等） ※大量破壊兵器も同様		○ 変更なし	○ 変更なし	○ 変更なし	○ 変更なし
2. 客観要件	(1) 用途要件	－	－	○ 変更なし	○ 変更なし	● 追加	－
	○おそれ貨物 34品目	－	－	○ ※16項(1)品目と重複排除		－	－
	(2) 需要者要件	－	－	● 追加（全品目） ※ユーザーリスト以外の需要者も対象		● 追加 ※ユーザーリスト 以外の需要者も 対象	－
	○外国ユーザー リスト	－	－	● 追加		● 追加	－
	○明らかガイド ライン	－	－	● 追加		● 追加	－

※グループA国のインフォーム要件追加以外は、法48条1項（貨物の輸出）又は25条1項等（技術の提供）に基づく許可。

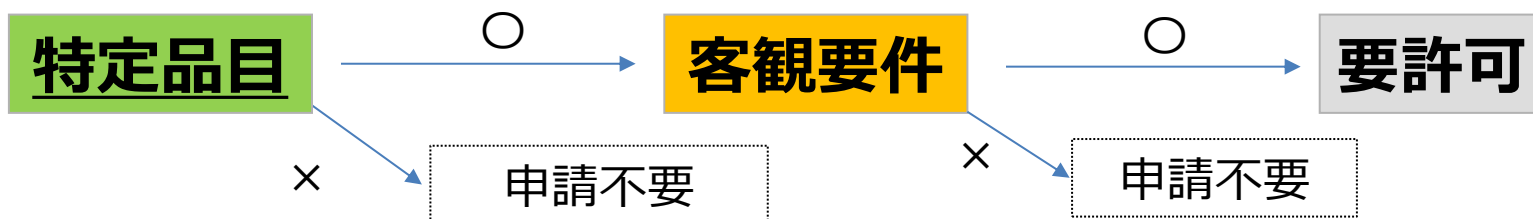
一般国向け／通常兵器キャッチオール規制の手続きフロー（例）

- 通常兵器キャッチオール規制の確認フローは、取扱品目の種類や個々の業態等に応じて、以下のとおり、①**特定品目（HSコードの確認。10ページ参照）**、②**客観要件（用途・需要者の確認）**について、より効率的な手順（フロー）で確認を実施してください。
※手順フローの詳細は次ページのスライドも参照ください。

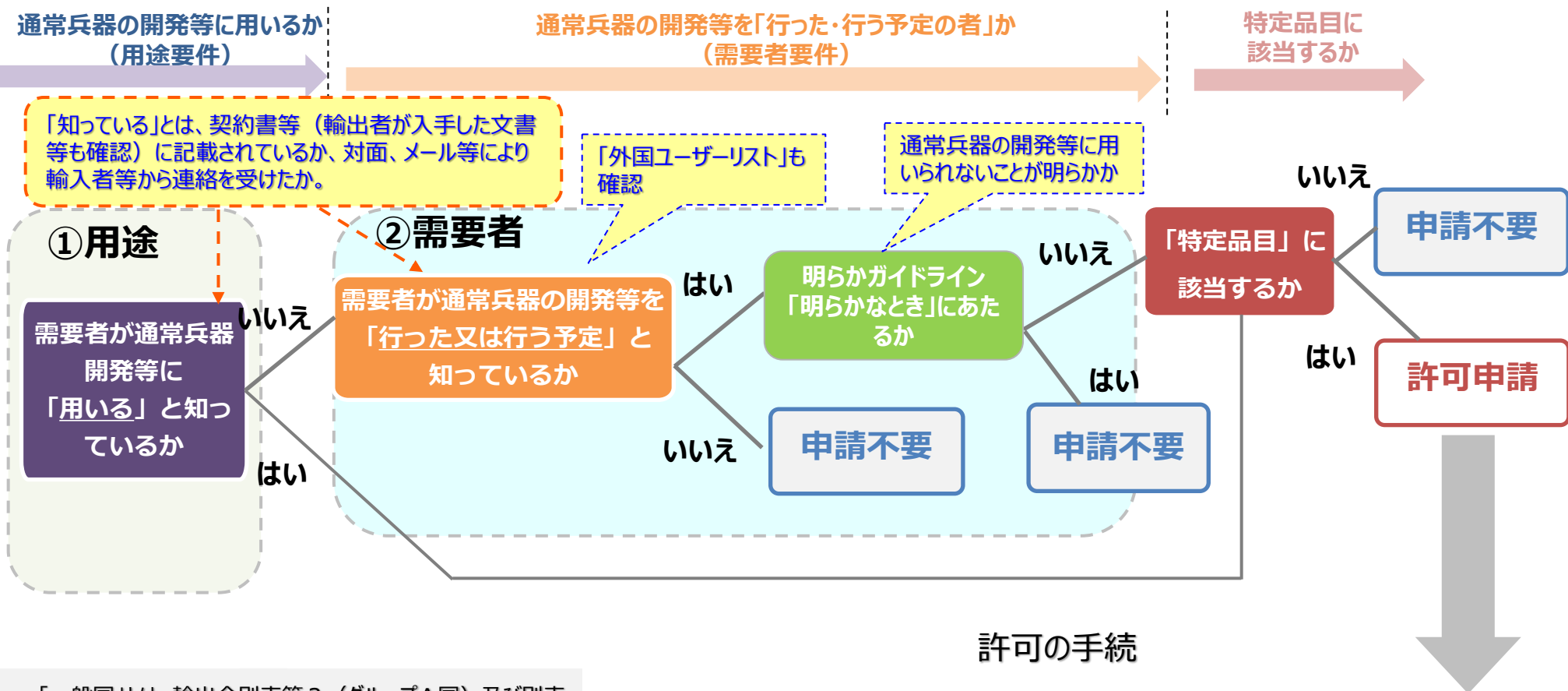
パターン1 取引先：少 貨物・技術の種類：多



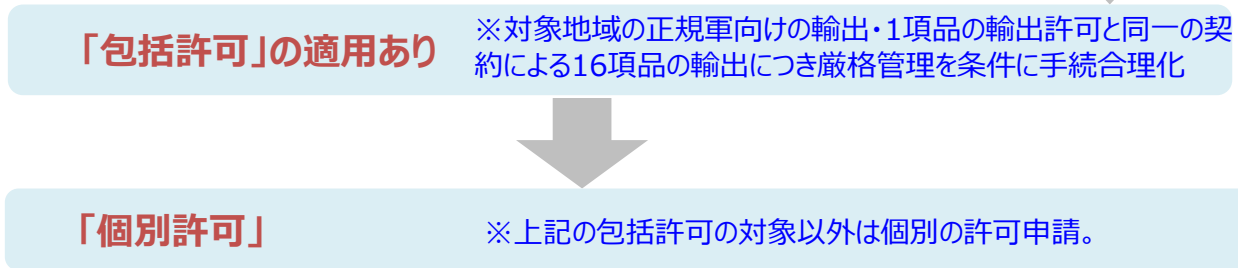
パターン2 取引先：多 貨物・技術の種類：少



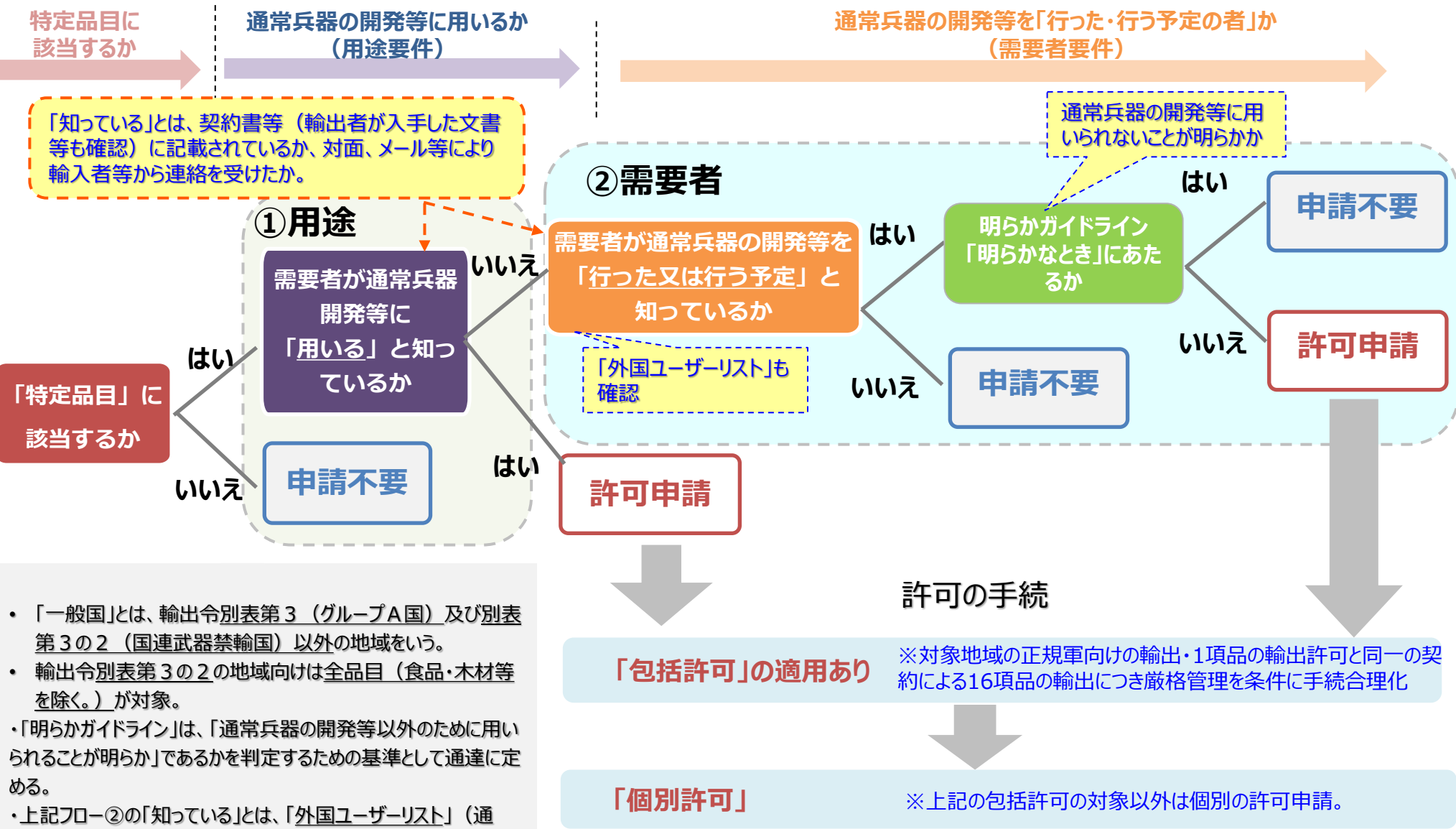
通常兵器キャッチオール規制（一般国向け）の確認フロー①



- ・「一般国」とは、輸出令別表第3（グループA国）及び別表第3の2（国連武器禁輸国）以外の地域をいう。
- ・輸出令別表第3の2の地域向けは全品目（食品・木材等を除く。）が対象。
- ・「明らかガイドライン」は、「通常兵器の開発等以外のために用いられることが明らか」であるかを判定するための基準として通達に定める。
- ・上記フロー②の「知っている」とは、「外国ユーザーリスト」（通達）に掲載されている場合を含む。



通常兵器キャッチオール規制（一般国向け）の確認フロー②



特定品目

※輸出令の16項(1)として貨物を掲げ、省令でHSコードを規定。当該貨物に係る設計、製造又は使用に係る「技術」も対象。

①工作機械

- 8456 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械
- 8457 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン
- 8458 旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）
- 8459 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）
- 8460 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）
- 8461 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

②レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器

- 8526.10 レーダー
- 8526.91 航行用無線機器
- 8526.92 無線遠隔制御機器

③集積回路

- 8542.31 プロセッサ及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）
- 8542.32 記憶素子
- 8542.33 増幅器
- 8542.39 その他のもの

④航空機、宇宙飛行体、部品

- 8802.60 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット
- 8806 無人航空機
- 8807 部分品（第8802.60号又は第88.06項の物品のものに限る。）

⑤航行用機器

- 9014.20 空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）
- 9014.80 その他の機器

⑥検査用の機器

- 9027.50 その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）
- 9030.20 オシロスコープ及びオシログラフ
- 9030.32 マルチメーター（記録装置を有するもの）
- 9030.39 その他のもの（記録装置を有するもの）

通常兵器キャッチオール規制の「需要者要件」を追加

- 大量破壊兵器のおそれ省令と同様、客観要件（①用途要件、②需要者要件）のうち、②需要者要件（省令の第二号、第三号）を通常兵器開発等省令に追加する。
- 通常兵器開発等省令に記載の「明らかなとき」を判断するために用いる「明らかガイドライン」は、米国Red Flags等の記載も勘案した上で、大量破壊兵器・通常兵器で共通のガイドラインとする。

◇通常兵器開発等省令 ※下線が改正箇所

（輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令）

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）第四条第一項第三号ハ及び第四号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（輸出令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとする。ただし、別表に掲げる場合を除く。

一 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたとき

二 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行う旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を行う旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなときを除く。）

三 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を行った旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなときを除く。）

別表（略） ※現行の第一号から第二十号（自衛隊法に基づく輸出等適用除外）を掲げる。

明らかガイドライン

- 大量破壊兵器の明らかガイドラインと共通のものとし、米国Red Flags等も参考にしつつ、判断の参考となる例示を追記する。
(下線が改正箇所)

【貨物等の用途・仕様】

- ① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明があること。

例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しない場合には、明確な説明はないものと推定する。

- ② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由があること。

例えば、次のような場合は、合理的な理由はないものと推定する。

- ・ 小さなパン屋が高性能のレーザーを数台注文する等、当該貨物等の性能が取引相手の業務内容に合っていない
- ・ 当該貨物等に関する事業経験がほとんどない又は全くない。
- ・ 当該貨物等の最終需要者が貨物運送会社となっている。

【貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件】

- ③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確であること。

例えば、設置場所又は使用場所に関する情報を提供しない場合は、明確ではないものと推定する。

- ④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していないこと。

例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しない場合には、用途に疑わしい点があるとの情報を有しているものと推定する。

- ⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていないこと。

【貨物等の関連設備・装置等の条件・態様】

- ⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明があること。

- ⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的であること。

例えば、設備や原材料の組合せに関する情報を提供しない場合には、合理的・整合的ではないものと推定する。

- ⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がないこと。

- ⑨ 通常必要とされる関連装置の要求があること。

【表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様】

- ⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がないこと。

- ⑪ 製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がないこと。

- ⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がないこと。

明らかガイドライン※続き

- 「通常兵器」区分の外国ユーザーリスト掲載企業等向けにあっては、通常兵器に関して懸念の高い取引であることに鑑み、⑰口を新設する。
- 武器禁輸国向けにあっては、通常兵器に関して懸念の高い地域であることに鑑み、⑲を新設する。（下線が改正箇所）

【貨物等の支払対価等・保証等の条件】

⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていないこと。

⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求があること。

【据付等の辞退や秘密保持等の態様】

⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請があること。

⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がないこと。

【外国ユーザーリスト掲載企業・組織等】

⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれの場合にも該当しないこと。

イ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致する場合。

ロ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等に該当するときには、入手可能なすべての文書その他の情報に基づいて、本ガイドラインの他の事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がある場合。

⑱ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。

⑲ 輸出令別表第3の2に掲げる地域向け又は当該地域の非居住者を需要者(外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織を含む。)とする輸出等にあっては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例又は輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等に該当しないこと。

【その他】

⑳ その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がないこと。

手続き合理化（通常兵器キャッチオール規制に係る包括許可の適用）

- 正規軍向け輸出及び1項品輸出に付随する16項品の輸出での手続き合理化として、**特別一般包括許可**を適用する。

「**特別一般包括許可**」の対象に以下の要件を追加する。

※既に特別一般包括許可を取得している者は新たな申請を要しない。

	正規軍向け	1項武器付随品
①対象品目	<u>輸出令別表第1の16の項（1）</u> に掲げる貨物の輸出、当該貨物に係る技術の提供であって、「客観要件（用途・需要者）」に該当し許可を要するもの （大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件に該当するもの、外国ユーザーリストに掲載されている者が需要者である/技術を利用する者である取引、インフォームを受けたものを除く。）	
②対象地域	防衛装備移転協定を締結した地域等を勘案 （ <u>インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア</u> ） ※グループA国は「インフォーム要件」のみのため本手続きの対象外	全地域（グループA国を除く） ※グループA国は「インフォーム要件」のみのため本手続きの対象外
③適用範囲	<u>軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関（軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関（警察及び情報機関を含む。）及びこれらの機関に属する機関）を需要者・技術を利用する者とする輸出・取引（当該需要者等から委託を受けた者を含む。）</u>	<u>輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可を受けたものと同一の契約書等により輸出するもの / 外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可を受けたものと同一の契約書等により提供するもの</u>
④許可条件	「 <u>実績報告書</u> 」の提出 <u>内部規程等に基づき、適用範囲・条件に適合していることを確認すること、関係書類の保存義務</u>	

懸念国による迂回調達防止のためのキャッチオール規制の見直し

- ロシアが、武器の部品として、日本を含む西側企業の製品を使用。ロシアが調達している武器の部品の一部は、輸出管理を厳格に実施しているグループA国から調達しているとの報道あり。
- しかし、現状グループA国は、キャッチオール規制の対象から除外されているため、日本の製品がロシアに迂回輸出される懸念がある場合でも、現行の外為法では規制にかけられない。
- グループA国向けであっても、懸念国に迂回輸出されるおそれがある場合には、迂回防止を定める法48条2項（技術は法25条2項等）に基づき、経済産業大臣から通知することにより、輸出者に対し許可申請を義務づけることとする。

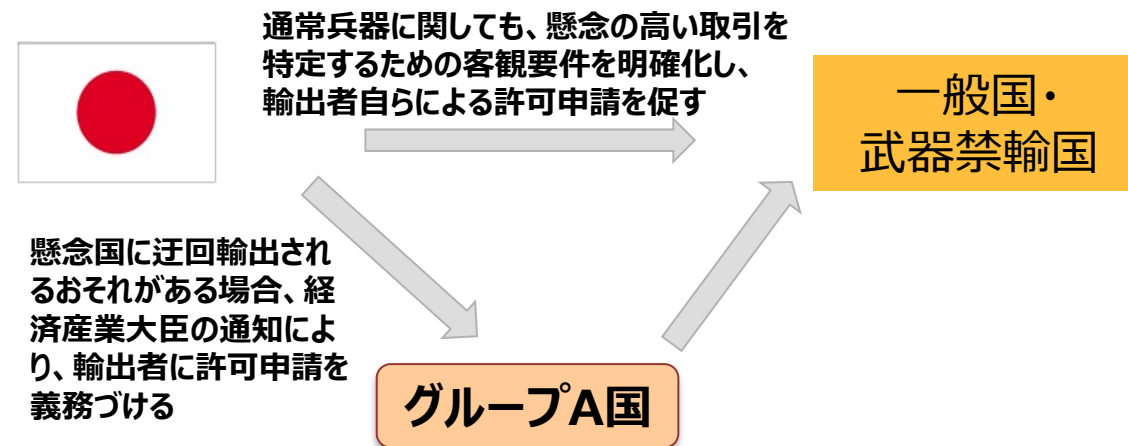
安保小委の中間報告（抜粋）

2. 1. 補完的輸出規制の見直し

（イ）グループA国を経由した迂回に対する措置

法制面等の更なる検討を要するものの、輸出管理当局として、グループA国を経由した迂回調達の懸念情報を得た場合には、インフォームを行うことが出来る仕組みを導入すべきである。ただし、グループA国は適切な輸出管理を行っていると考えられることから、懸念情報の共有など、当該グループA国の輸出管理当局との一層の執行協力を進めることを前提とし、当該インフォームは、安全保障貿易管理における最終手段として位置付けるべきである。

懸念国によるキャッチオール規制品目の調達防止対策



見直し後のキャッチオール規制の概要 ([下線](#)が改正箇所)

	キャッチオール規制					
	大量破壊兵器等		通常兵器			
規制対象	<u>リスト規制品目以外の全品目</u> (食品、木材等を除く。)		<u>16項(1)：特定品目</u>		<u>16項(2)：</u> <u>(1) 以外の品目</u>	
対象	グループA国を除く 全地域	<u>グループA国</u>	国連武器禁輸 国及び <u>一般国</u>	<u>グループA国</u>	国連 武器禁輸国	一般国及び <u>グループA国</u>
許可が必要 となる要件	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の核開発等への関与	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 <u>2. 輸出者の判断</u> <u>①輸入先等の用途</u> <u>②輸入者・需要者の核開発等への関与</u>	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 <u>②輸入者・需要者の核開発等への関与</u>	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

今後のスケジュール

- 施 行 令和7年 10月9日（金）